

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約の改正

減災対策協議会の規約改正

■大規模氾濫減災協議会の趣旨

改正水防法により、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行し、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表		



協議会の開催状況

<協議会での取組事項>

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整等

■移行にあたっての対応 (H30年出水期までに実施すべきこと)

➤ 規約の見直し

- ・水防法第15条の9に基づくことを規約へ記載

➤ 協議会の構成員の見直し

- ・H29.7.21付け国四整水予第15号により国土大臣の権限は事務所長で対応可
- ・法定以外の構成員追加は各協議会の判断(任意)で対応

➤ 既存の協議会等の統廃合

- ・水防連絡会 など

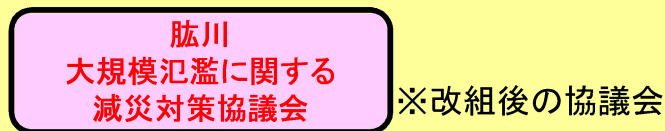
➤ 地域の取組方針を確認し、減災対策を充実

- ・緊急行動計画により追加・変更された取組を水ビジョンの取組に反映

水防関係会議の再編案

- 水防関係会議の再編を検討した結果、以下のとおり。
- 県土木事務所単位の減災対策協議会は既に拡充し設置済みのため、直轄関係会議の統廃合及び法定化により、今回「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」を改組する。

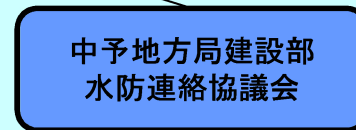
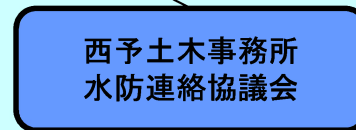
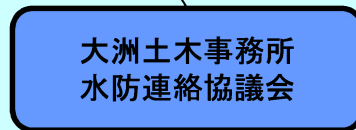
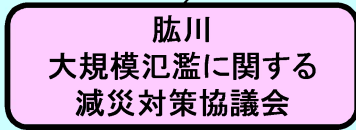
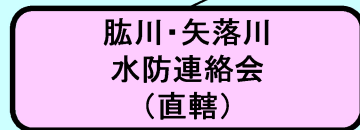
今後の会議構成（国）



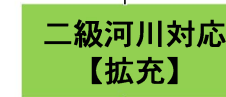
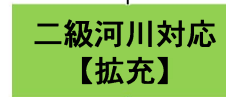
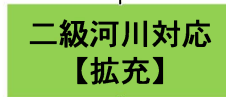
【法定化】



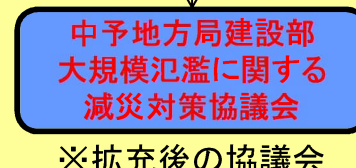
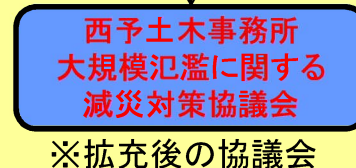
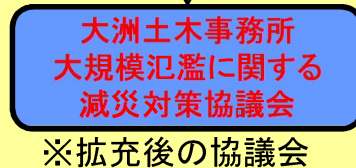
※廃止



従前の会議構成



今後の会議構成（県）



※中予地方局建設部は、このほかに重信川関係の会議がある。
◆重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会
◆重信川水防連絡会

今後の会議運営の提案

今後の会議運営案

【協議会】 構成員が重複する3会議を同日1会議で開催

- 各会議名を並列標記し、各会議を一度に実施することを明確にする。
- 議事で各協議会の内容を分ける。

【従来通りで会議の実施 ⇒ 別々で実施】

肱川
大規模氾濫に関する
減災対策協議会

対象: 肱川流域全体

大洲土木事務所
大規模氾濫に関する
減災対策協議会

対象: 大洲土木管内の二級河川

西予土木事務所
大規模氾濫に関する
減災対策協議会

対象: 西予土木管内の二級河川

中予地方局建設部
大規模氾濫に関する
減災対策協議会

対象: 中予管内の二級河川
重信川県管理区間

【今後の運営】

- 大規模氾濫に関する減災対策協議会
 - ・肱川流域
 - ・大洲土木管内
 - ・西予土木管内1つの会議で実施

※構成員が重複する国、大洲土木、西予土木の協議会を同日付、1つの会議で開催。(各会議を同時開催する)

※国会議で構成員として入っていない大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、松山南警察署、八幡浜地区施設事務組合を、国会議に追加することにより1つの会議で実施が可能と考える。
(但し、八幡浜地区施設事務組合は旧三瓶町の管轄機関のため、国会議はオブで追加)

- 中予地方局建設部
大規模氾濫に関する減災対策協議会

※構成員の重複が少ない為、別途開催
(中予管内の構成員は会議数が増となる。)